

愛媛県環境保全型農業推進会議の会議録

- 1 会議の名称 愛媛県環境保全型農業推進会議
- 2 開催日時 令和6年11月18日(月)13時30分から15時30分
- 3 開催場所 愛媛県林業会館3F 大ホール
- 4 出席者
 - (1) 委員 8名
 - (2) 事務局 5名(農産園芸課 主幹、環境農業係長、担当係長、主任、技師)
 - (3) 傍聴者 なし
 - (4) 報道 なし

5 議 題

- (1) 環境保全型農業の取組状況等について
 - ①環境保全型農業及び有機農業の取組状況について
 - ②環境保全型農業直接支払交付金の取組状況について
 - ③「愛媛県みどりの食料システム戦略基本計画」及び「愛媛県有機農業推進計画」の来年度の見直しについて
 - ④愛媛県特別栽培農産物認証制度の運営に係る協議
 - ⑤R6年度未来につながる持続可能な農業推進コンクールについて
- (2) その他

5 内 容

環境保全型農業及び有機農業の取組状況(資料2)、環境保全型農業直接支払交付金の取組状況(資料3)、「愛媛県みどりの食料システム戦略基本計画」及び「愛媛県有機農業推進計画」の来年度の見直しについて(資料4)、愛媛県特別栽培農産物認証制度の運営に係る協議(資料5)、R6年度未来につながる持続可能な農業推進コンクールについて(資料6)について、事務局から説明を行った。

〈質問・意見等〉

- (1) 環境保全型農業の取組状況等について
 - 環境保全型農業及び有機農業の取組状況について(資料2)
 - ・有機農業転換支援事業、有機野菜等面積拡大支援事業について、既存の有機農業者が対象か。
 - ⇒(事務局) 転換支援事業については、有機農業者の要件はなく、慣行農家が有機農業への転換のために申請することもできる。
 - ・有機資源とはどのようなものか。愛媛県ならではの特徴ある資源があるか。
 - ⇒(事務局) 主に畜ふん堆肥や食品残さ。成分分析はパークなどでも行っている。
 - ・有機農業者研修生受入れ支援事業について、移住者(特に島しょ部)は有機農業をやりたいという人が多いのか。メンターのつく研修はとても大事だと思う。
 - ⇒(事務局) 有機農業だけでなく、自然栽培を希望する研修生や有機と慣行とのハイブリッドで営農を希望する研修生などさまざま。
 - ・各市町の有機農業の取組面積について、現状が頭打ちか。
 - ⇒(事務局) そのとおり。新たに取組む人を増やすために各種事業、研修会等

を実施しているところ。

- ・（事務局）仲卸で有機農産物や特別栽培農産物を扱う予定はあるか。
- ⇒有機や特裁を希望する店はあるが、供給の継続ができないため扱っていない。
最低でも2～3品目は通年切らさず供給が欲しいが難しい。過去には扱っていた時期もあったが、今はなくなっている。需要を満たすことが優先のため、通常の農産物の荷引きの方が重要になっている。

○環境保全型農業直接支払交付金の取組状況について（資料3）

- ・県内の有機農業取組面積と本制度の有機農業取組面積が一致しないのはなぜか。
- ⇒各市町において予算を確保する必要があり、本制度の取組のない市町があるため。各市町への呼びかけは実施しているが、団体（農業者2戸以上）の要件があること、事務手続きを申請者が行う必要があることなどから進んでいない。

○「愛媛県みどりの食料システム戦略基本計画」及び「愛媛県有機農業推進計画」の来年度の見直しについて（資料4）

来年度の本会議において上記計画の見直しについて審議を行うため、計画見直し案の方針について協議を行った。

- ・化学肥料の削減のための有機質資源活用や、減農薬のためのIPM技術の推進、有機農業拡大のための方針については現計画で施策について幅広くカバーしているため、大きな変更はない。
- ・R12年度目標指標の設定については資料のとおりの方針でよいと確認した。
- ・ただし、有機農業面積目標や計画内容については、来年度に意見交換会を実施して有機農業者や関係団体からの意見を反映させる予定である。

○愛媛県特別栽培農産物認証制度の運営に係る協議（資料5）

愛媛県特別栽培農産物等認証実施要領の改訂については、原案のとおり承認された。

- ・白ねぎの栽培指針について、20成分とした根拠は。
- ⇒（事務局）主要な病害虫防除を踏まえて計算し、18～20成分が妥当と考えた。他県の栽培基準も調べたが、県内JA部会の防除指針を参考に決めた。- ・県GAPについて、国際水準GAPでの認証ではダメなのか。内容は同じか。

⇒（事務局）国際水準GAPは審査費用（40～50万円程度）がかかるが、県GAPは無料。内容についてはやや異なる点がある。- ・愛媛県栽培基準について、気候変動により農作物が作りにくくなっており、基準の見直しも今後必要だと思うが、見直しのタイミング等に関して県の考え方は。

⇒（事務局）状況をふまえて、必要に応じて見直すことを考えている。

 - ・市場では抜き打ちで残留農薬分析を実施しており、検出されることもある。その場合、実需者から産地指定で購入拒否されることもあるので、農薬使用に関しては注意いただきたい。
 - ・エコえひめ農産物のPRについて、スーパー等で継続的にコーナーを設置してはどうか。県外でのPRや認知度向上については、首都圏での販売などがあればよいのでは。

⇒（事務局）コーナーについては過去取り組んでいたが、継続が難しいところ。県外でのPR等については検討したい。

(2) その他

- ・環境保全型農業や有機農業の取組を増やすために何をすることが重要。今は販売先のメインが直販のため、面積拡大が難しい。品目を絞って推進するなど、県としての戦略がないと厳しいと思う。考えることは無駄ではないので、市場や全農なども巻き込みながら進めてほしい。
- ・みどりの食料システム戦略は農家にはまだまだ浸透しておらず、政策だけがひとり歩きしているように感じる。もっと農家へのアプローチをしてもらい、現場の実態を見て目標を決めてもらいたい。減農薬栽培など、既に農家側も消費者のことを想って生産しているので、そうした点に配慮いただければありがたい。

[事務局]

農林水産部農業振興局
農産園芸課 環境農業係
電話 089-912-2555 (直通)
Fax 089-912-2564